

# 小林市・高原町・野尻町合併協議会 第7回会議資料



日時 平成20年9月25日(木)午後1時30分から

場所 野尻町農村環境改善センター ホール

## 第7回小林市・高原町・野尻町合併協議会次第

### 1 開 会

2 会長あいさつ 小林市長 堀 泰一郎

### 3 議 事

#### ① 報告事項

報告第18号 第6回小林市・高原町・野尻町合併協議会以降の経過について… 2

報告第19号 議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会の最終報告について…………… 4

報告第20号 新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会の最終報告について…………… 5

#### ② 協議事項

協議第49号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて…………… 6

協議第50号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて…………… 16

協議第51号 新市基本計画について…………… 21

協議第52号 地域自治区等の取扱いについて…………… 22

協議第53号 事務組織及び機構の取扱いについて…………… 39

協議第54号 町名・字名の取扱いについて…………… 45

協議第55号 介護保険事業の取扱いについて…………… 55

#### ③ 確認事項…………… 61

1. 第8回小林市・高原町・野尻町合併協議会開催について
2. 第9回小林市・高原町・野尻町合併協議会の開催について

### 4 その他

### 5 閉 会

報告第18号

第6回小林市・高原町・野尻町合併協議会以降の経過について

第6回小林市・高原町・野尻町合併協議会以降の経過について、別紙のとおり報告する。

平成20年9月25日提出

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
会 長 堀 泰 一 郎

第6回小林市・高原町・野尻町合併協議会以降の経過

年月日	経過内容（会議名）	場所	備考（協議内容等）
平成20年 8月28日	第6回議会議員・農業 委員会の委員の定数及び 任期等取扱い小委員会	高原町総合保健福祉セン ター「ほほえみ館」中研 修室	議会議員・農業委員会 の委員の定数及び任 期等の取扱い
8月28日	第8回新市基本計画・ 地域自治区等設置検討 小委員会	高原町総合保健福祉セン ター「ほほえみ館」神武 ホール	地域自治区等設置 新市基本計画
8月28日	第6回小林市・高原町 ・野尻町合併協議会	高原町総合保健福祉セン ター「ほほえみ館」神武 ホール	報告3件、協議9件確 認
8月28日	第7回首長会・幹事会 合同会議	高原町総合保健福祉セン ター「ほほえみ館」中研 修室	保健・医療関係(医療) について
9月3日	第7回企画分科会・第9 回財政分科会合同会議	小林市役所4階大会議室	新市基本計画概要版 検討
9月4日	第19回電算分科会	小林市情報政策係会議室	ネットワークのアド レス設定合同協議に ついて
9月6日	第4回総務部会	小林市役所4階大会議室	現況調書調整方針に ついて
9月6日	第7回議会議員・農業 委員会の委員の定数及び 任期等取扱い小委員会	小林市役所4階大会議室	議会議員の特例適用 について
9月17日	第8回幹事会	小林市中央公民館会議室	第7回協議会資料に ついて
9月17日	第8回首長会	小林市中央公民館会議室	第7回協議会資料に ついて
9月20日	第9回新市基本計画・ 地域自治区等設置検討 小委員会	小林市役所4階大会議室	新市基本計画の最終 確認について

## 報告第19号

議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会の最終報告について

議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会の最終報告について、別添のとおり報告する。

平成20年9月25日提出

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
議会議員・農業委員会の委員の定数  
及び任期等の取扱い小委員会  
委員長 中屋敷 慶次

## 報告第20号

### 新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会の最終報告について

新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会の最終報告について、別添のとおり報告する。

平成20年 9月25日提出

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会  
委員長 入 佐 廣 登

## 協議第49号

### 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

合併協定項目第6号「議会議員の定数及び任期の取扱い」について、別紙のとおり提案する。

平成20年 9月25日提案

平成20年 9月25日確認

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
会 長 堀 泰 一 郎

協定項目	第6号「議会議員の定数及び任期の取扱い」
------	----------------------

1. 議会議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「法」という。）第8条第2項及び第3項の規定により、小林市の議会議員の残任期間に相当する期間に限り、小林市の議会議員の定数24人に、高原町の区域に設けられる選挙区の議会議員の定数6人、野尻町の区域に設けられる選挙区の議会議員の定数5人を加え35人とする。

なお、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第34条第1項の規定により、高原町の区域を選挙区とする増員選挙（定数6）及び野尻町の区域を選挙区とする増員選挙（定数5）を実施するものとする。

2. 合併後、最初に行われる一般選挙においては、法第8条第5項の規定を適用せず、議会議員の定数は26人以内とし、新市において決定するものとする。また、選挙区は新市全域で1選挙区とする。

3. 議場、委員会室等については合併までに調整する。

4. 議会議員の報酬等は、小林市特別職報酬等審議会に諮り、合併時までに定める。

5. 政務調査費の取扱いについては、小林市の制度に統一する。



## 【参考資料】

### ■合併新法による議員の定数・任期の特例（編入合併）

#### 1 地方自治法の原則

- ① 編入される議会議員は失職
- ② 合併により人口が増え、法定定数が編入する市の条例定数を上回る場合、その上回っている定数分について議員条例定数を改正し、増加定数分の増員選挙を行うことができる。（※地方自治法第91条）

#### 2 合併新法による特例（編入合併）

関係市町村の協議により、以下のいずれかの特例をとることができる。

##### ①定数特例（合併新法第8条）

- ア 合併直後、人口比に応じた特例定数により、編入される町の区域のみを選挙区とした増員選挙を行うことができる。
- イ さらにその後1回目の一般選挙に限り、その合併特例定数で選挙することができる。

##### ②在任特例（合併新法第9条）

- ア 編入先の議会の残任期間、編入される町の議員全員が議員として残任できる。
- イ さらにその後1回目の一般選挙に限り、上記①の定数特例を準用し、編入される町の区域を選挙区として合併特例定数で選挙することができる。

### ●議員定数の上限（地方自治法第91条第2項）

#### ※地方自治法

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

- (5) 人口5万未満の市及び人口2万以上の町村 26人
- (6) 人口5万以上10万未満の市 30人

●特例定数

【増員定数＝編入する市の条例定数×(編入される町の人口)÷(編入する市の人口)】

※小数点以下切り捨て

高原町	24人	×	(	10,623人	÷	41,150人	)	=	6.19	・・・	6人
野尻町	24人	×	(	8,670人	÷	41,150人	)	=	5.05	・・・	5人

●人口の定義及び各市町議員定数

※地方自治法

(人口の定義)

第254条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

○平成17年国勢調査人口及び各市町議員定数

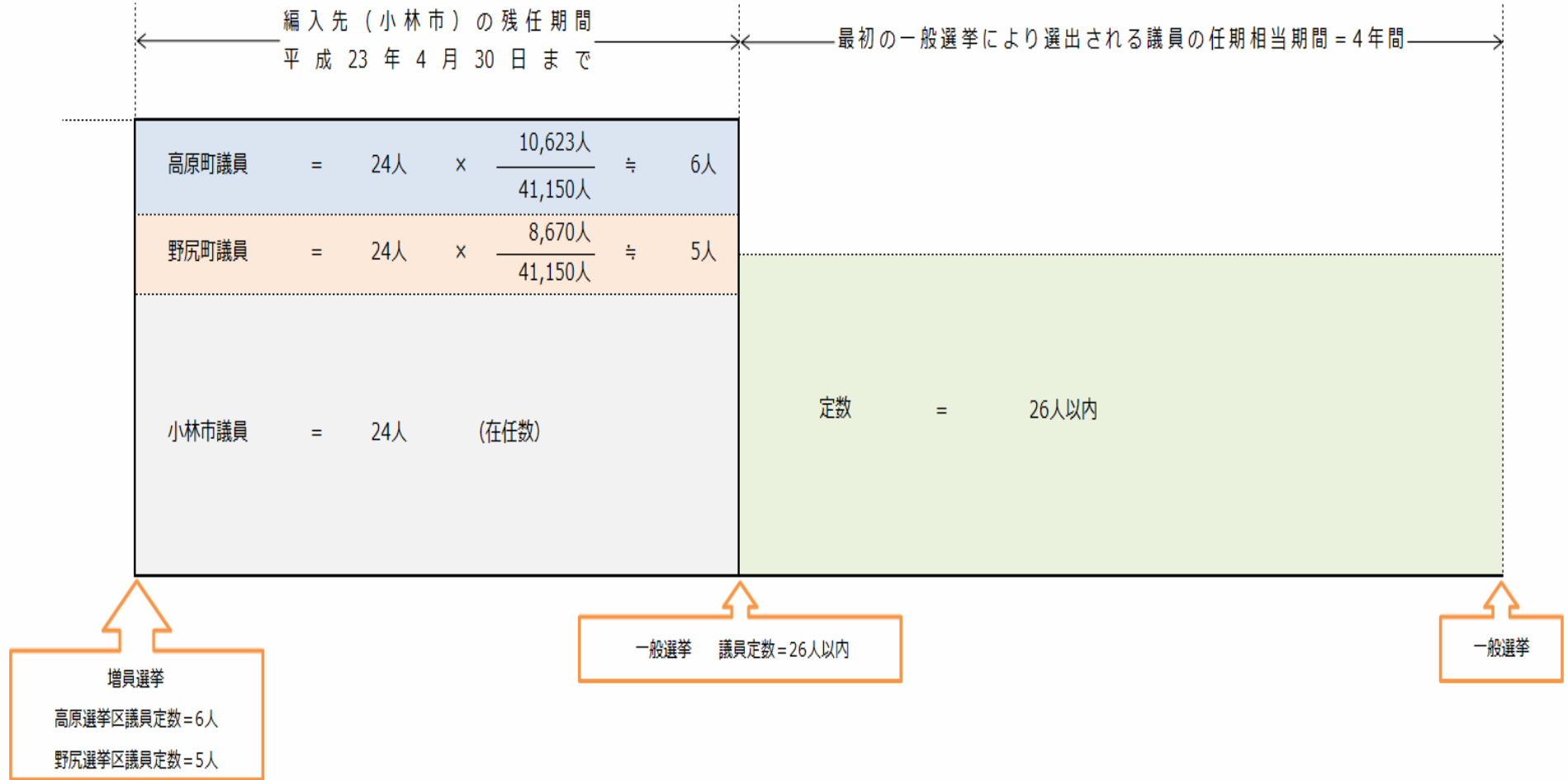
	小林市	高原町	野尻町	計
人口(人)	41,150	10,623	8,670	<b>60,443</b>
議員数(人)	24	10	10	<b>44</b>

## 議会議員の定数及び任期の取扱いに係る特例の選択肢及び適用概要

区分	①合併特例法を適用しない場合 (原則)	②定数に関する特例を適用する場合 (合併特例法第8条)	③在任に関する特例を適用する場合 (合併特例法第9条)
議会の議員 の身分	小林市議会議員は引き続き身分を有する。 高原町・野尻町議会議員は合併の日の前日をもって全て失職する。	小林市議会議員は引き続き身分を有する。 高原町・野尻町議会議員は合併の日の前日をもって全て失職する。 ただし、高原町及び野尻町それぞれを区域とした選挙区を設け、人口に応じた定数(高原町6人・野尻町5人)の増員選挙を行う。	小林市議会議員は引き続き身分を有する。 高原町・野尻町議会議員は、小林市議会議員の残任期間に相当する期間に限り、合併後の小林市議会議員として在任することができる。
特例による 議員の任期	/	平成23年4月30日まで (小林市議会議員の残任期間に相当する期間[合併特例法第8条第2項])	平成23年4月30日まで (小林市議会議員の残任期間に相当する期間[合併特例法第9条第1項第2号])
特例による 議員の数	/	11人(高原町6人・野尻町5人) 【高原町】 (高原町の人口10,623人÷小林市の人口41,150人×小林市議会の定数24人=6.19人≒6人) 【野尻町】 (野尻町の人口8,670人÷小林市の人口41,150人×小林市議会の定数24人=5.05人≒5人) ※この場合、合併後の小林市議会の定数は35人となる。 (24人+11人=35人) ※平成17年国勢調査人口 小林市41,150人、高原町10,623人、野尻町8,670人(計60,443人) ※地方自治法第91条による合併後の市の上限定数は30人	20人(高原町10人・野尻町10人) ※この場合、合併後の小林市議会議員の定数は44人となる。(24人+20人=44人) ※地方自治法第91条の定数を超える場合も、当該数をもって合併後の小林市議会の議員定数とし、議員に欠員が生じたとき、または議員が全てなくなったときは、その定数は第91条の規定に至るまで減少する。
選挙期日	原則として、選挙は行わない。	当該条例施行日から5日以内に市議会議長から市選挙管理委員会にその旨を通知しなければならない。 (公職選挙法第111条第3項) ※当該条例施行日とあるのは、合併の日とする。 (合併特例法第8条第4項) 市議会議員の増員選挙は、これを行うべき事由が生じた日から50日以内に行う。(公職選挙法第34条第1項)	選挙は行わない。

※②③の特例を適用する場合、合併協議会の協議により、合併後最初に行われる一般選挙においても、②の定数特例を適用することができる。

# 定数特例概要



## 関係法令

### ○公職選挙法

(地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙等)

**第 34 条** 地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙（第 114 条の規定による選挙を含む。）又は増員選挙若しくは第 116 条の規定による一般選挙は、これを行うべき事由が生じた日から 50 日以内に行う。

### ○地方自治法

**第 91 条** 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

- (1) 人口 2 千未満の町村 12 人
- (2) 人口 2 千以上 5 千未満の町村 14 人
- (3) 人口 5 千以上 1 万未満の町村 18 人
- (4) 人口 1 万以上 2 万未満の町村 22 人
- (5) 人口 5 万未満の市及び人口 2 万以上の町村 26 人
- (6) 人口 5 万以上 10 万未満の市 30 人
- (7) 人口 10 万以上 20 万未満の市 34 人
- (8) 人口 20 万以上 30 万未満の市 38 人
- (9) 人口 30 万以上 50 万未満の市 46 人
- (10) 人口 50 万以上 90 万未満の市 56 人
- (11) 人口 90 万以上の市 人口 50 万を超える数が 40 万を増すごとに 8 人を 56 人に加えた数（その数が 96 人を超える場合にあっては、96 人）

## ○市町村の合併の特例等に関する法律

(議会の議員の定数に関する特例)

**第8条** 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口（同法第254条に規定する人口によるものとする。第16条第2項を除き、以下同じ。）を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数（以下この項において「旧定数」という。）に乗じて得た数（0.5人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、0.5人以上1人未満の端数があるときはその端数は1人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が0.5人未満のときも1人とする。）の合計数を旧定数に加えた数（以下この条及び次条第一項において「編入合併特例定数」という。）をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第91条の規定による定数に復帰するものとする。

3 前項の場合においては、公職選挙法第15条第6項及び第8項の規定にかかわらず、編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。

- 4 第2項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第18条第1項中「第15条第6項」とあるのは「第15条第6項若しくは市町村の合併の特例等に関する法律第8条第3項」と、同法第111条第3項中「地方自治法第91条第5項」とあるのは「市町村の合併の特例等に関する法律第8条第2項」と、「当該条例施行の日」とあるのは「市町村の合併（同法第2条第1項に規定する市町村の合併をいう。）の日」とする。
- 5 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第2項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。
- 6 第3項の規定は、前項の場合について準用する。
- 7 第5項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第18条第1項中「第15条第6項」とあるのは、「第15条第6項若しくは市町村の合併の特例等に関する法律第8条第6項において準用する同条第3項」とする。
- 8 第1項、第2項又は第5項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

（議会の議員の在任に関する特例）

**第9条** 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定

数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。

- (1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間
- (2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

2 前項の規定は、前条第1項又は第2項の協議が成立した場合には適用しない。

3 前条第5項から第7項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第1項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。

4 第1項又は前項において準用する前条第5項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。



## 協議第50号

### 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

合併協定項目第7号「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」について、別紙のとおり提案する。

平成20年 9月25日提案

平成20年 9月25日確認

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
会 長 堀 泰 一 郎

協定項目

第7号「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」

1. 高原町及び野尻町の農業委員会は、合併時に小林市の農業委員会に統合するものとする。
2. 高原町及び野尻町の農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第11条第1項第2号の規定を適用し、小林市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。
3. 在任特例適用後、1市2町のそれぞれの区域に選挙区を1つずつ設置する。各選挙区における選挙の委員の定数については、小林市区域22人、高原町区域8人、野尻町区域6人を基本とし、新市において在任特例期間中に調整する。
4. 農業委員会の委員の報酬等は、小林市特別職報酬等審議会に諮り、合併時まで定める。

【参考資料】

●農業委員会の委員の原則・特例比較表

区 分		選挙委員			選任委員	要件等	
		選出方法等	定 数	任 期			
合併後の新市に 1つの農業委員会を置く場合		原則	編入した市町村の委員は存続 編入された市町村の委員は失職	編入した市町村の従前の定数	編入した市町村の従前の委員の残任期間	編入した市町村の委員は存続 編入された市町村の委員は失職	—
		在任特例	存続 ただし、右記の定数を超えるときは、選挙委員全員で互選	編入した市町村の従前の定数+協議により、40を超えない範囲で定めた数	編入した市町村の従前の委員の残任期間	編入した市町村の委員は存続 編入された市町村の委員は失職	—
合併後の新市に2つ以上の農業委員会を置く場合	従前の区域と異なる区域に農業委員会を置く場合	原則	各委員会ごとに選挙	各委員会ごとに条例で定める数	3年	新たに選任	新市の区域積 24,000ha または農地面積 7,000ha を超えること。
		在任特例	存続 ただし、右記の定数を超えるときは、選挙委員全員で互選	協議により各委員会ごとに80を超えず10を下らない範囲で定めた数	合併後1年を超えない範囲で、協議で定める	新たに選任	
	従前の区域ごとの農業委員会を置く場合	特例	従前の市町村の委員は、それぞれ新委員会の委員となって存続	従前の定数	従前の各委員会の委員の残任期間	従前の市町村の委員は、それぞれ新委員会の委員となって存続	

## 関係法令

### ○農業委員会等に関する法律（抜粋）

（設置）

**第3条** 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

3 前項の規定によりその区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。

4 前項に規定する市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会を廃止して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。

5 その区域内の農地面積（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が調ったものの区域内の農地面積（生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の生産緑地地区の区域内の農地面積を除く。）を除く。）が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は当該市町村に農業委員会を置かないことができる。

6 市町村長は、第2項の場合にあつては各農業委員会の名称及び区域を、第3項又は第4項の場合にあつてはその区域に変更があつた農業委員会又は新たに設置された農業委員会の名称及び区域を、前項の場合にあつては農業委員会を置かないこととした旨を公告するとともに、都道府県知事にこれを通知しなければならない。

（境界の変更の場合の特例）

**第34条** 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

2 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなった市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなった区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

## ○市町村合併の特例等に関する法律（抜粋）

（農業委員会の委員の任期等に関する特例）

**第 11 条** 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては 80 を超えない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては 40 を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

(1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後 1 年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 7 条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。

3 農業委員会等に関する法律第 3 条第 2 項の規定により合併市町村の区域を 2 以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第 35 条第 1 項の規定により地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第 34 条の規定の適用がある場合を除いて、前 2 項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。

4 第 1 項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

協議第51号

新市基本計画について

合併協定項目第10号「新市基本計画」について、別添のとおり提案する。

平成20年 9月25日提案

平成20年 9月25日確認

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
会 長 堀 泰 一 郎

協議第52号

地域自治区等の取扱いについて

合併協定項目第11号「地域自治区等の取扱い」について、別紙のとおり提案する。

平成20年 9月25日提案

平成20年 9月25日確認

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
会 長 堀 泰 一 郎

協定項目	第11号「地域自治区等の取扱い」
------	------------------

1. 地域住民の意見を市政に反映させるとともに、地域の主体性を尊重し住民自治の強化や行政と住民の協働を推進するため、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第23条第1項の規定に基づき、合併前の高原町及び野尻町のそれぞれの区域に地域自治区を設置する。

また、同法第23条及び第24条の規定に基づき、合併関係市町村の協議により定める事項、その他地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項については、別添の「地域自治区の設置に関する協議書（案）」によるものとする。

2. 新市において、小林市市民協働のまちづくり基本指針に基づき、小学校の通学区程度程度の単位規模を基本として設置するまちづくり協議会組織については、設置するよう調整するものとする。



## 地域自治区の設置に関する協議書（案）

市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「合併新法」という。）第23条及び第24条の規定に基づき、合併関係市町村の協議により定める事項、その他地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項について、下記のとおり定めるものとする。

### 記

（地域自治区の設置）

第1条 合併新法第23条第1項の規定に基づき、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的に、合併前の高原町及び野尻町のそれぞれの区域に地域自治区を設置する。

（地域自治区の名称）

第2条 地域自治区の名称は、それぞれ、高原町、野尻町とする。

（地域自治区の設置期間）

第3条 地域自治区の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。  
ただし、一定期間を経過した後、評価し、合併新法第23条第1項又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の4に規定する地域自治区の設置の是非について、再度検討する。

（地域自治区の事務所の位置、名称及び所管区域）

第4条 地域自治区の事務所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。

位置	名称	所管区域
小林市高原町西麓899番地	小林市高原庁舎	合併前の高原町の区域
小林市野尻町東麓1183番地2	小林市野尻庁舎	合併前の野尻町の区域

（地域自治区の事務所の所掌事務）

第5条 地域自治区の事務所が所掌する事務は、次のとおりとする。

- （1） 総合支所の事務に関すること。
- （2） 第8条に規定する地域協議会の庶務及び運営に関すること。

(地域自治区の区長)

第6条 地域自治区の事務所に地方自治法第202条の4第3項に基づき事務所の長を置き、市長の補助機関である職員をもって充てる。ただし、合併新法第24条第1項の規定により、合併の日から2年間に限り、事務所の長に代えて特別職の区長(以下「区長」という。)を置く。

2 区長の選任については、地域協議会、地域の団体・組織等からの意見を尊重して、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから市長が選任する。

3 区長の任期は2年とする。ただし、区長が欠けた場合における補欠の区長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 市長は、区長が次の各号のいずれかに該当するときは、罷免することができる。

(1) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるときその他その職に必要な適格性を欠くと認めるとき。

(2) 職務上の義務違反その他その職たるに適しない非行があると認めるとき。

5 区長の報酬の額は、その身分及び職責を踏まえ財政状況等を考慮した上で、小林市特別職報酬等審議会に諮り、市長が別に定めるものとする。

(地域自治区の区長の権限)

第7条 区長は、地域自治区を代表し、その地域の特性や資源を活かした独自性のあるまちづくりのため、市長に助言し、又は意見を具申する。

2 区長は、新市の円滑な運営と均衡ある発展に資するよう、市長その他の小林市(以下「市」という。)の機関及び地域自治区の区域内の公共的団体等との緊密な連携(協働)を図りつつ、担任する事務を処理するものとする。

(地域協議会の設置)

第8条 地域自治区に地域協議会を置く。

(地域協議会の組織)

第9条 地域協議会は、委員15人以内で組織する。

2 地域協議会の委員(以下「委員」という。)は、当該地域自治区の区域内に住所を有する者で、次の各号に掲げる者のうちから、住民の多様な意見が適切に反映されるよう配慮して、市長が選任する。

(1) 当該地域自治区の区域内の公共的団体及びまちづくり委員会等が推薦する者

(2) 学識経験を有する者

(3) 公募による者

(地域協議会の権限)

第10条 地域協議会は、次の各号に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を具申することができる。

(1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項

(3) 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化（協働）に関する事項

2 市長は、次の各号に掲げる市の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

(1) 新市基本計画の変更及び執行状況に関する事項

(2) 基本構想及び総合計画の策定及び変更に関する事項

(3) 各種地域計画の策定及び変更に関する事項

(4) 予算編成に関する重要事項

(5) 公の施設の設置、統合及び廃止並びに管理運営に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(地域協議会の委員の任期等)

第11条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の報酬については、小林市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償条例に基づき、日額報酬を支給するとともに、費用を弁償する。

(地域協議会の会長及び副会長)

第12条 地域協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、地域協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

- 5 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。
- 6 会長及び副会長が次の各号のいずれかに該当するときは、地域協議会における出席委員の過半数の議決に基づき、市長が解任することができる。
  - (1) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるときその他その職に必要な適格性を欠くと認めるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他その職たるに適しない非行があると認めるとき。(地域協議会の会議)

第13条 地域協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 定例の会議の開催回数は、年次計画を作成し、月1回を基本として開催する。なお、会長は必要に応じて、臨時に会議を開くことができる。
  - 3 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
  - 4 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。
  - 5 会議の議長は、会長が務めるものとする。
  - 6 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 7 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
  - 8 会議は公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮ったうえで公開しないことができる。
- (その他)

第14条 この協議書に定めるもののほか、地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項は、地域協議会の意見を聴き、市長が別に定める。

#### 附 則

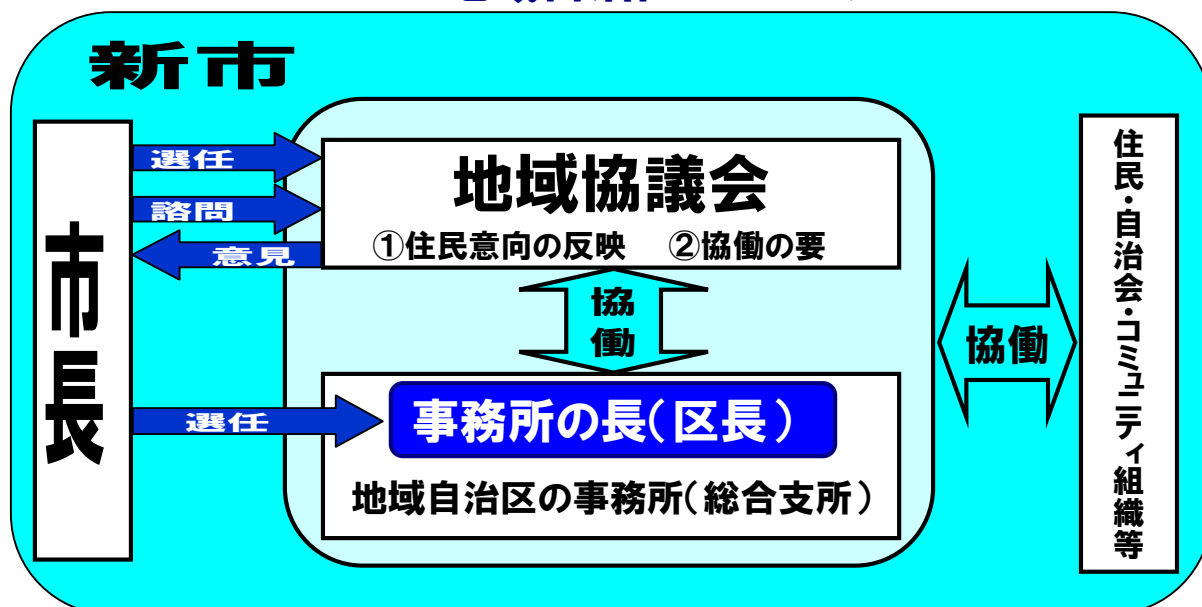
この協議は、合併の日から施行する。

## 【参考資料】

### ■市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）による地域自治区の概要

1. 設置目的	住民に身近な事務の処理にあたり、住民の意見を十分に反映させるとともに、行政と住民との相互の連携を図ることを目的に設置します。
2. 設置根拠法令	市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）第23条
3. 設置	合併協議会の協議により設置することができます。関係市町議会の議決が必要です。
4. 設置期間	合併協議会で定める期間ですが、概ね10年以内が適当です。
5. 設置区域	旧市町単位を設置区域とします。
6. 規約等	規約制定の義務付けはなく、必要な事項は協議で定めます。
7. 地域自治区の機能	①地域の住民の意見を行政に反映 ②行政と住民との協働による地域づくりの場 ③市長の権限に属する事務
8. 地域自治区の事務所	地域自治区の事務所は必ず設置しなければなりません。市町村合併により、旧市町に総合支所を設置する場合は、その総合支所に設置する場合があります。 地域自治区の事務所の役割 ①市長の権限に属する事務 ②地域協議会の事務処理
9. 地域自治区の職員	地域自治区の事務所の長及び職員は、新市の職員を充てます。
10. 地域自治区長	地域自治区の事務所の長に代えて、合併協議会の協議により、地域自治区に期間を定めて特別職の区長を置くことができます。区長は市長が選任します。
11. 地域協議会	地域の公共的団体代表、学識経験者、公募市民等で構成する地域協議会を設置します。 ア. 構成員 地域自治区の区内に住所を有する者のうちから市長が選任します。 イ. 任期 4年以内 ウ. 協議会委員の報酬 支給しないことができます。 エ. 権限等 (1)次に掲げる事項のうち、市長、その他の市の機関（教育委員会等）により諮問されたもの又は必要と認めるものについて審議し、市長、その他の市の機関（教育委員会等）に意見を述べるすることができます。 ①地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項 ②①のほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項 ③市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項 (2)市長の対応等 ①市長は、条例で定める市の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域に係るものを決定し、または変更しようとする場合は、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければなりません。 ②市長、その他の市の機関（教育委員会等）は、(1)及び(2)の①の意見を勧案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければなりません。
12. 解散	設置期間満了により解散します。

### 地域自治区のイメージ



## ■須木地域の地域自治区の現況

1. 地域自治区の設置	●市町村の合併の特例に関する法律(旧合併特例法)に基づき、合併前の須木村の区域をその区域とする「地域自治区」を設置するものとする。
2. 地域自治区の所管区域・名称	●地域自治区の所管する区域は、合併前の須木村の区域とする。 ●地域自治区の名称は「須木」とする。
3. 地域自治区の設置期間	●地域自治区の設置期間は、合併の日から10年以内とする。
4. 地域自治区の事務所の所掌事務	●須木区の事務所が所掌する事務は、総合支所業務全般と、地域協議会の庶務及び運営に関する事務とする。
5. 地域自治区長の設置・選任	●地域自治区の事務所の長に代えて、副市長相当職の区長を置く。 ●区長の選任にあたっては、市長は地域協議会等の意見を求め、地域の意見を尊重して選任するものとする。
6. 区長の設置期間	●区長の設置期間は、合併の日から10年以内とする。
7. 区長の任期	●区長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
8. 区長の権限	●区長の権限は、副市長の決裁区分と同程度とし、須木区に係るものに限る。区長は須木庁舎における事務を総括する。
9. 地域協議会の組織及び委員の選任・任期	●協議会の委員の定数は10人以内とする。 1) 委員の選任 地域自治区に協議会を設置し、その委員は次に掲げる者の中から市長が選任する。 ①須木区の区域内の公共的団体等が推薦する者 4人以内 ②学識経験を有する者 4人以内 ③公募による者 2人以内 2) 地域協議会の委員の任期等 ①委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。 ②欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
10. 地域協議会の会長及び副会長	●地域協議会に、協議会委員の互選により会長及び副会長をそれぞれ1人置く。 ●会長は、地域協議会を代表し、会務を総理する。 ●副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 ●会長、副会長の任期は、委員の任期とする。
11. 地域協議会の委員の報酬	●委員の報酬は、日額報酬とする。 ●委員の費用を弁償する。ただし、会議に伴う費用弁償は支給しない。

<p>12. 地域協議会の運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●会議は、会長が招集する。</li> <li>●定例の会議の開催回数は、年次計画に沿って月1回を基本として開催する。なお、会長は必要に応じて、臨時に会議を開くことができる。</li> <li>●会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。</li> <li>●会議の議長は、会長が務めるものとする。</li> <li>●会議の議事は、出席委員の2分の1をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</li> </ul>
<p>13. 地域協議会の権限</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●次に掲げる事項のうち、市長その他の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて審議し、市長その他の機関に意見を述べることができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域自治区の事務所が所掌する事項</li> <li>②市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項</li> <li>③市の事務処理に当たっての地域自治区の区域に住所を有する者との連携の強化に関する事項</li> </ul> </li> <li>●市長は次の各号に掲げる市の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①新市まちづくり計画に関する事項</li> <li>②総合計画に関する事項</li> <li>③前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</li> </ul> </li> </ul>
<p>14. 須木庁舎における予算要求・執行</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●予算要求は、須木庁舎における所属課単位での要求を基本とするが、事務の効率化に資する事業については、本庁所属課で一括要求する。須木庁舎においては、予算要求書を提出するにあたっては、区長の決裁を得ることとする。</li> <li>●区長は予算編成方針に照らして、要求内容の検討を行うとともに、須木区内の調整の必要性を勘案しながら、須木庁舎に係る予算要求を総括する。</li> <li>●須木庁舎では、本庁財政課から直接、予算の配当を受け、区長・須木庁舎課長が付与された専決権の範囲内で予算を執行する。 (ただし、本庁での一括執行予算は除く。)</li> </ul>

## ■旧合併特例法に基づく地域自治区の設置状況

(平成18年7月1日現在)

都道府県名	市町村名	構成市町村名	合併等の状況	
			合併方式	合併期日
01 北海道	石狩市	石狩市、厚田村、浜益村	編入	H17.10.1
02 北海道	伊達市	伊達市、大滝村	編入	H18.3.1
03 北海道	枝幸町	枝幸町、歌登町	新設	H18.3.20
04 北海道	新ひだか町	静内町、三石町	新設	H18.3.31
05 青森県	青森市	青森市、浪岡町	新設	H17.4.1
06 青森県	八戸市	八戸市、南郷村	編入	H17.3.31
07 岩手県	一関市	一関市、花泉町、大東町、千厩町、東山町、室根町、川崎村	新設	H17.9.20
08 岩手県	盛岡市	盛岡市、玉山村	編入	H18.1.10
09 岩手県	奥州市	水沢市、江刺市、前沢町、丹沢町、衣川村	新設	H18.2.20
10 宮城県	気仙沼市	気仙沼市、唐桑町	新設	H18.3.31
11 秋田県	横手市	横手市、増田町、平賀町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村、大雄村	新設	H17.10.1
12 秋田県	能代市	能代市、二ツ井町	新設	H18.3.21
13 福島県	南相馬市	原町市、小高町、鹿島町	新設	H18.1.1
14 福島県	白河市	白河市、表郷村、大信村、東村	新設	H17.11.7
15 群馬県	沼田市	沼田市、白沢村、利根村	編入	H17.2.13
16 神奈川県	相模原市	相模原市、津久井町、相模湖町	編入	H18.3.20
17 新潟県	柏崎市	柏崎市、高柳町、西山町	編入	H17.5.1
18 新潟県	上越市	上越市、安塚町、浦川原村、大島村、牧村、柿崎町、大潟町、頸城村、吉川町、中郷村、板倉町、清里村、三和村、名立町	編入	H17.1.1
19 石川県	加賀市	加賀市、山中町	新設	H17.10.1



地域自治区の設置状況								
設置区域	設置期間	区長等			地域協議会			備考
		特別職の配置	任期	設置期間	構成員数	任期	報酬	
厚田村、浜益村	10年	○	2年	4年	15人以内	2年	日額報酬	
大滝村	10年	—	—	—	15人以内	2年	報償金	
歌登町	10年	○	2年	6年	20人以内	2年	支給しない	
三石町	10年以内	○	2年	10年以内	15人以内	2年	支給しない	
波岡町	10年	○	2年	10年	20人以内	2年	支給しない	
南郷村	10年	○	2年	2年	20人以内	2年	日額報酬	
花泉町、大東町、千厩町、東山町、室根町、川崎村	2年6月	○	2年	2年6月	15人以内	2年	不明	事務長(部長級)
玉山村	10年	○	2年	10年	15人以内	2年	日額報酬	
水沢市、江刺市、前沢町、丹沢町、衣川村	10年	○	2年	4年	20人以内	2年	日額報酬	
唐桑町	10年	○	2年	10年	20人以内	2年	日額報酬	
増田町、平賀町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村、大雄村	4年6月	○	2年	4年6月	15人以内	2年	不明	
二ツ井町	10年	—	—	—	15人以内	2年	不明	
原町市、小高町、鹿島町	定め ない	○	2年	10年	別に 定める	2年	日額報酬	
表郷村、大信村、東村	10年	○	2年	5年	15人以内	2年	支給 しない	
白沢村、利根村	10年	○	2年	10年	15人以内	2年	不明	
津久井町、相模湖町	5年	—	—	—	30人以内	2年	支給 しない	
高柳町、西山町	10年	—	—	—	20人以内	2年	支給 しない	
安塚町、浦川原村、大島村、牧村、柿崎町、大淵町、頸城村、吉川町、中郷村、板倉町、清里村、三和村、名立町	5年	—	—	—	18人 以内 (地域別 に設定)	4年	支給 しない	委員は 公選制
山中町	10年	—	—	—	10人 以内	2年	不明	

都道府県名	市町村名	構成市町村名	合併等の状況	
			合併方式	合併期日
20 福井県	坂井市	三国町、丸岡町、春江町、坂井町	新設	H18. 3. 20
21 長野県	松本市	松本市、四賀村、安曇村、奈川村、梓川村	編入	H17. 4. 1
22 長野県	飯田市	飯田市、上村、南信濃村	編入	H17. 10. 1
23 長野県	伊那市	伊那市、高遠町、長谷村	新設	H18. 3. 31
24 岐阜県	岐阜市	岐阜市、柳津町	編入	H18. 1. 1
25 岐阜県	大垣市	大垣市、上石津町、墨俣町	編入	H18. 3. 27
26 三重県	紀北町	紀伊長島町、海山町	新設	H17. 10. 11
27 兵庫県	香美町	美方町、村岡町、香住町	新設	H17. 4. 1
28 兵庫県	多可町	中町、加美町、八千代町	新設	H17. 11. 1
29 奈良県	宇陀市	大宇陀町、菟田野町、榛原町、室生村	新設	H18. 1. 1
30 島根県	吉賀町	六日市町、柿木村	新設	H17. 10. 1
31 長崎県	平戸市	平戸市、生月町、田平町、大島村	新設	H17. 10. 1
32 宮崎県	都城市	都城市、山之口町、高城町、山田町、高崎町	新設	H18. 1. 1
33 宮崎県	美郷町	南郷村、西郷村、北郷村	新設	H18. 1. 1
34 宮崎県	延岡市	延岡市、北方町、北浦町	編入	H18. 2. 20
35 宮崎県	日向市	日向市、東郷町	編入	H18. 2. 25
36 宮崎県	小林市	小林市、須木村	新設	H18. 3. 20
37 鹿児島県	鹿屋市	鹿屋市、輝北町、串良町、吾平町	新設	H18. 1. 1
38 鹿児島県	奄美市	名瀬市、住用村、笠利町	新設	H18. 3. 20

38団体

101地域自治区

地域自治区の設置状況								
設置区域	設置期間	区長等			地域協議会			備考
		特別職の配置	任期	設置期間	構成員数	任期	報酬	
三国町、丸岡町、春江町、坂井町	10年	○	2年	本庁方式移行まで	10人以内	2年	支給しない	
安曇村、奈川村、梓川村	10年	—	—	—	15人以内	2年	日額報酬	地域審議会を併設
上村、南信濃村	5年6月	○	2年	5年6月	10人以内	2年	支給しない	地域自治区(一般)
高遠町、長谷村	10年	○	2年	10年以内	15人以内	4年	日額報酬	地域自治区(一般)
柳津町	10年	—	—	—	20人以内	2年	日額報酬	
上石津町、墨俣町	5年	—	—	—	15人以内	4年	支給しない	
紀伊長島町、海山町	定めない	—	—	—	15人以内	2年	不明	
美方町、村岡町、香住町	定めない	—	—	—	15人以内	2年	日額報酬	
中町、加美町、八千代町	不明	—	—	—	15人以内	2年	不明	
大宇陀町、菟田野町、榛原町、室生村	5年3月	○	2年	5年3月	15人以内	2年	支給しない	
柿木村	10年	—	—	—	10人以内	2年	支給しない	
生月町、田平町、大島村	10年	○(一部)	2年	10年	15人以内	2年	日額報酬	地域審議会を併設
山之口町、高城町、山田町、高崎町	6年	○	2年	6年	15人以内	2年	支給しない	
南郷村、西郷村、北郷村	4年	○	4年	4年	15人以内	2年	日額報酬	副町長を配置
北方町、北浦町	10年	○	2年	3年	15人以内	2年	日額報酬	
東郷町	6年	○	2年	2年	20人以内	2年	日額報酬	
須木村	10年以内	○	2年	10年以内	10人以内	2年	日額報酬	
輝北町、串良町、吾平町	4年	○	2年	4年	15人以内	2年	日額報酬	
名瀬市、住用村、笠利町	10年	○	2年	4年	15人以内	2年	日額報酬	

## ■地域自治区に関する根拠法令等（抜粋）

### ●地方自治法（抄）

#### 第4節 地域自治区

（地域自治区の設置）

**第202条の4** 市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。

2 地域自治区に事務所を置くものとし、事務所の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。

3 地域自治区の手事務所の長は、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもって充てる。

4 第4条第2項の規定は第2項の地域自治区の手事務所の位置及び所管区域について、第175条第2項の規定は前項の手事務所の長について準用する。

（地域協議会の設置及び構成員）

**第202条の5** 地域自治区に、地域協議会を置く。

2 地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任する。

3 市町村長は、前項の規定による地域協議会の構成員の選任に当たっては、地域協議会の構成員の構成が、地域自治区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

4 地域協議会の構成員の任期は、4年以内において条例で定める期間とする。

5 第203条第1項の規定にかかわらず、地域協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができる。

（地域協議会の会長及び副会長）

**第202条の6** 地域協議会に、会長及び副会長を置く。

2 地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法は、条例で定める。

3 地域協議会の会長及び副会長の任期は、地域協議会の構成員の任期による。

4 地域協議会の会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表する。

5 地域協議会の副会長は、地域協議会の会長に事故があるとき又は地域協議会の会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(地域協議会の権限)

**第 202 条の 7** 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市町村長その他の市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べることができる。

(1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項

(3) 市町村の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市町村長は、条例で定める市町村の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

3 市町村長その他の市町村の機関は、前 2 項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

(地域協議会の組織及び運営)

**第 202 条の 8** この法律に定めるもののほか、地域協議会の構成員の定数その他の地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

(政令への委任)

**第 202 条の 9** この法律に規定するものを除くほか、地域自治区に関し必要な事項は、政令で定める。

## ●市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）（抄）

(地域自治区の設置手続等の特例)

**第 23 条** 市町村の合併に際しては、地方自治法第 202 条の 4 第 1 項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議で定める期間に限り、合併市町村の区域の一部の区域に、1 又は 2 以上の合併関係市町村の区域であった区域をその区域とする同項に規定する地域自治区（以下「合併関係市町村の区域による地域自治区」という。）を設けることができる。

- 2 市町村の合併に際し、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、合併関係市町村の区域による地域自治区を設ける場合においては、地方自治法第 202 条の 4 から第 202 条の 8 までの規定により条例で定めるものとされている事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。
- 3 前 2 項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。
- 4 合併市町村は、第 1 項及び第 2 項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

(地域自治区の区長)

**第 24 条** 市町村の合併に際して設ける合併関係市町村の区域による地域自治区（以下「合併に係る地域自治区」という。）において、当該合併に係る地域自治区の区域における事務を効果的に処理するため特に必要があると認めるときは、合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併に係る地域自治区の事務所の長に代えて区長を置くことができる。

- 2 区長は、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから、合併市町村の長が選任する。
- 3 区長の任期は、2 年以内において合併関係市町村の協議で定める期間とする。
- 4 第 1 項及び前項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。
- 5 合併市町村は、第 1 項及び第 3 項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。
- 6 次の各号のいずれかに該当する者は、区長となることができない。
  - (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
  - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 7 合併市町村の長は、区長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合その他区長がその職に必要な適格性を欠くと認める場合には、これを罷免することができる。

- 8 合併市町村の長は、区長に職務上の義務違反その他区長たるに適しない非行があると認める場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。
- 9 区長は、前2項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免され、又は懲戒処分を受けることがない。
- 10 区長は、第6項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その職を失う。
- 11 合併に係る地域自治区の事務所の職員のうち区長があらかじめ指定する者は、区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 12 区長は、合併市町村の円滑な運営と均衡ある発展に資するよう、合併市町村の長その他の機関及び合併に係る地域自治区の区域内の公共的団体等との緊密な連携を図りつつ、担任する事務を処理するものとする。
- 13 地方自治法第165条第2項及び第175条第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条の規定は、区長について準用する。この場合において、地方自治法第165条第2項中「副知事又は副市町村長」とあるのは「区長（市町村の合併の特例等に関する法律第24条第1項に規定する区長をいう。以下同じ。）」と、「普通地方公共団体の長に」とあるのは「合併市町村（同法第2条第2項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。）の長に」と、「普通地方公共団体の長の」とあるのは「合併市町村の長の」と、同法第175条第2項中「前項に規定する機関の長」とあるのは「区長」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併市町村」と読み替えるものとする。
- 14 第1項に規定する区長の職は、地方公務員法第3条の特別職とする。  
(住居表示に関する特例)

**第25条** 合併に係る地域自治区の区域における住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条に規定する住居を表示するには、同条に定めるもののほか、当該合併に係る地域自治区の名称を冠するものとする。第23条第1項の規定により設けられた合併に係る地域自治区の同項に規定する期間の満了に際し、当該合併に係る地域自治区の区域をその区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域による地域自治区の区域における同法第2条に規定する住居の表示についても、同様とする。

## 協議第53号

### 事務組織及び機構の取扱いについて

合併協定項目第14号「事務組織及び機構の取扱い」について、別紙のとおり提案する。

平成20年 9月25日提案

平成20年 9月25日確認

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
会 長 堀 泰 一 郎



1. 新市における組織及び機構の整備方針は次のとおりとする。ただし、新市においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。

[整備方針]

i) 基本方針

- ① 住民サービスの低下を招かないよう十分配慮した組織機構とする。
- ② 住民にわかりやすく、利用しやすい組織機構とする。
- ③ 地方分権や新たな行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織機構とする。
- ④ 新市基本計画を円滑に遂行できる機能を有する組織機構とする。

ii) 合併時の機能（地域自治区等設置検討小委員会で確認された事項）

- ① 新市の行政機能については、「管理機能」（総務・企画・財政・人事等）、「分野別機能」（保健・医療・福祉、自然・環境保全、都市基盤整備、産業・経済・観光振興、教育・文化、地域コミュニティ）、「窓口機能」の3つの機能に大別する。

なお、本庁舎で業務を行うことが望ましい「管理機能」の部署については、現在の小林市の組織に統合する。また、「分野別機能」における各部署の政策立案（統括）部門についても、原則として小林市の組織に統合する。

- ② 総合支所には、「地域振興部門」、「住民生活部門」、「地域整備部門」において総合支所の所管区域に係る「分野別機能」と、住民に直接関係がある「窓口機能」を所管する部署を設置することとする。
- ③ 行政委員会については、統合し、各関係法令に基づき整備するものとする。ただし、教育委員会、農業委員会については、窓口・相談業務を確保するため、総合支所にも分室を設置するものとする。
- ④ 紙屋支所については、出張所として、現行のまま新市に引き継ぐ。

2. 附属機関等は、小林市の制度等を基本として合併までに調整する。なお、高原町美しいまちづくり推進協議会については、「日本で最も美しい村」連合に加入していることから、現行のまま新市に引き継ぐ。
3. 行政改革大綱については、当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新市における行政改革大綱を策定する。

**【参考資料】**

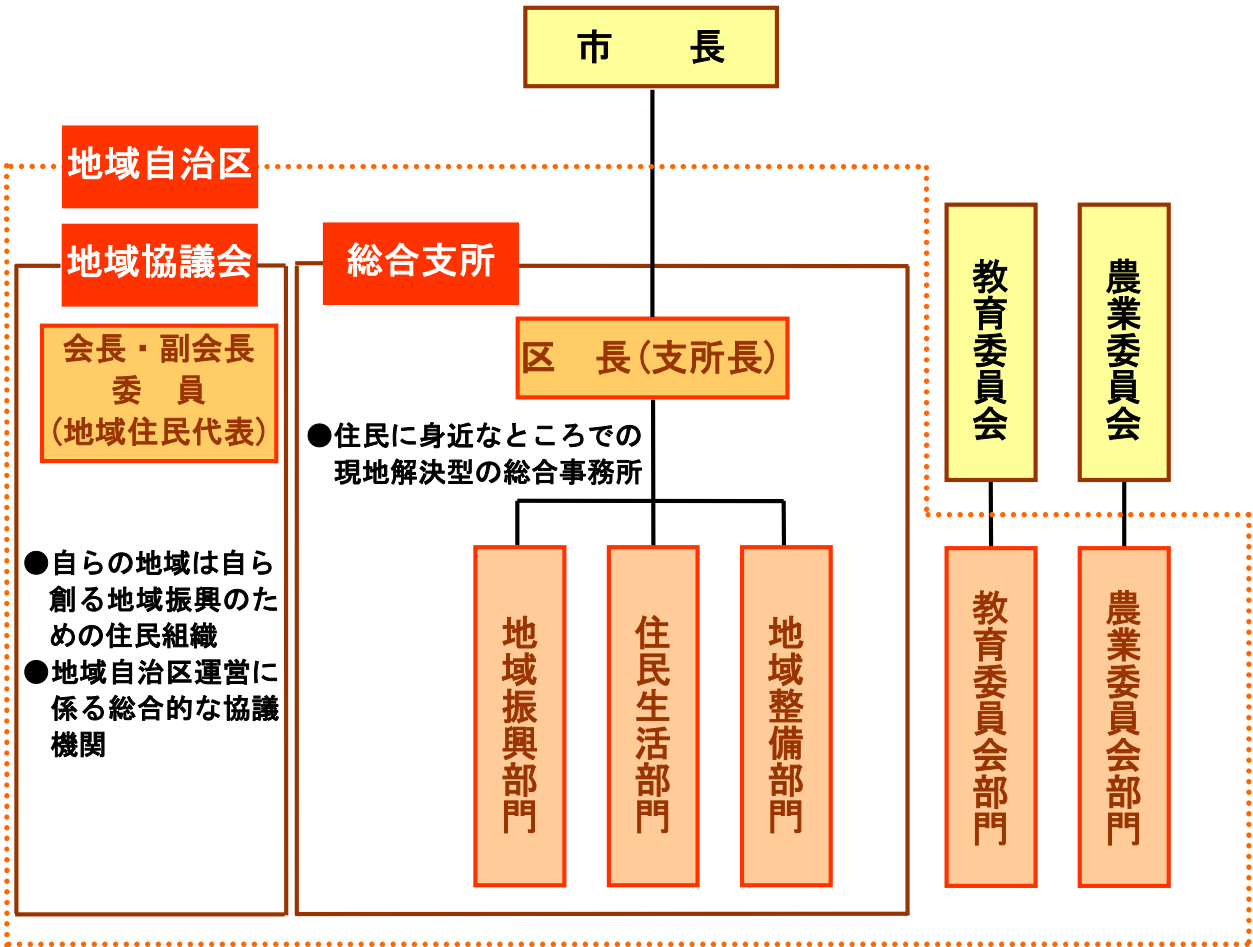
**●高原町、野尻町域の総合支所の機能について**

**■総合支所の組織と機能**

合併後、高原町、野尻町の区域における行政事務を住民に身近なところで処理するため、それぞれ総合支所を設置します。

総合支所は、地域協議会と連携し、区域住民福祉の向上に努めるとともに、区域における効率的な行政運営を図るものとしします。

**《地域自治区における総合支所と地域協議会の組織イメージ》**



## 【参考法令等（条文等抜粋）】

### ●地方自治法（抜粋）

第2条 地方公共団体は、法人とする。

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

第138条の3 普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によって、系統的にこれを構成しなければならない。

2 普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の執行機関相互の間にその権限につき疑義が生じたときは、これを調整するように努めなければならない。

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

(参考)

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

## 協議第54号

### 町名・字名の取扱いについて

合併協定項目第20号「町名・字名の取扱い」について、別紙のとおり提案する。

平成20年 9月25日提案

平成20年 9月25日確認

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
会 長 堀 泰 一 郎

協定項目	第20号「町名・字名の取扱い」
------	-----------------

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 町・字の区域は現行のとおりとする。</li><li>2. 町・字の表示は、「大字」の文字を削除し、高原町及び野尻町の区域は、「小林市」の次にそれぞれ「高原町」「野尻町」を付す。</li><li>3. 地域自治区設置終了後の表示は、合併後に再度検討する。</li></ol> |
|---|

●地域自治区(特例)設置に伴う住所の表示について ○○(町)=自治区名、大字△△=字名

【協議事項説明資料】

	合併前(現在～合併日前日)	合併後(設置期間:合併日～H28. 3. 31)	合併後(設置期間終了後:H28. 4. 1～)
<b>小林市</b>	<p>[小林地区]</p> <p>小林市大字細野●●番地                      小林市大字堤●●番地                      小林市大字水流迫●●番地                      小林市大字真方●●番地                      小林市大字東方●●番地                      小林市大字北西方●●番地                      小林市大字南西方●●番地                      小林市本町●●番地</p> <p>[須木地区]</p> <p>小林市須木大字下田●●番地                      小林市須木大字中原●●番地                      小林市須木大字内山●●番地                      小林市須木大字奈佐木●●番地                      小林市須木大字鳥田町●●番地</p>	<p>[小林地区]</p> <p>小林市細野●●番地                      小林市堤●●番地                      小林市水流迫●●番地                      小林市真方●●番地                      小林市東方●●番地                      小林市北西方●●番地                      小林市南西方●●番地                      小林市本町●●番地</p> <p>[須木地区]</p> <p>小林市須木下田●●番地                      小林市須木中原●●番地                      小林市須木内山●●番地                      小林市須木奈佐木●●番地                      小林市須木鳥田町●●番地</p>	<p>[小林地区]</p> <p>小林市細野●●番地                      小林市堤●●番地                      小林市水流迫●●番地                      小林市真方●●番地                      小林市東方●●番地                      小林市北西方●●番地                      小林市南西方●●番地                      小林市本町●●番地</p> <p>[須木地区]</p> <p>小林市下田●●番地                      小林市中原●●番地                      小林市内山●●番地                      小林市奈佐木●●番地                      小林市鳥田町●●番地</p>
<b>高原町</b>	<p>高原町大字西麓●●番地                      高原町大字蒲牟田●●番地                      高原町大字広原●●番地                      高原町大字後川内●●番地</p>	<p>小林市高原町西麓●●番地                      小林市高原町蒲牟田●●番地                      小林市高原町広原●●番地                      小林市高原町後川内●●番地</p>	<p>小林市西麓●●番地                      小林市蒲牟田●●番地                      小林市広原●●番地                      小林市後川内●●番地</p>
<b>野尻町</b>	<p>野尻町大字紙屋●●番地                      野尻町大字三ヶ野山●●番地                      野尻町大字東麓●●番地</p>	<p>小林市野尻町紙屋●●番地                      小林市野尻町三ヶ野山●●番地                      小林市野尻町東麓●●番地</p>	<p>小林市紙屋●●番地                      小林市三ヶ野山●●番地                      小林市東麓●●番地</p>
<p><b>[留意事項]</b></p> <p>※自治区名の住所表示は、合併新法に基づく特例としての経過措置であり、(特例)設置期間終了後は、住所に自治区名を冠することはできない。                      ※(特例)設置期間終了後、地方自治法に基づく地域自治区(一般)を設置した場合、引き続き住所に自治区名を冠することになる。                      この場合、高原町、野尻町だけでなく、現在の小林市を含む新市の全地域に地域自治区を設置しなければならない。                      ※(特例)設置期間終了前に、字名の変更について市議会での議決、県への届出・告示を行い、字名として自治区名を残すことは可能である。                      例：小林市高原町西麓●●番地→小林市高原町西麓●●番地      小林市野尻町紙屋●●番地→小林市野尻町紙屋●●番地</p> <p style="text-align: center;"> <span style="margin-right: 100px;">自治区名 字名</span> <span style="margin-right: 100px;">自治区名 字名</span> <span>自治区名 字名</span> </p>			



## 【参考資料】

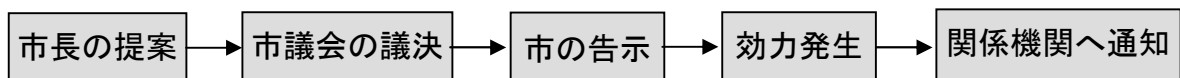
### 1. 概 要

市町村の区域の一定の区域を町または字といますが、字は町村の中の一定の区域をいうとされています。合併の際に、町(字)の区域の設定もしくは廃止、又は町(字)の区域もしくは名称の変更をしようとする場合は、地方自治法第 260 条の規定に基づき、市町村長が当該市町村議会の議決を経てこれを決め、県知事に届け出ることが必要です。

事前に、合併関係市町村の間で町名・字名の取扱いを協議しておくことが必要となりますが、町・字の区域や名称については、地域の歴史や文化がしみこんだ、住民にとっても愛着が深い場合があり、合併に際しても従来どおり存続させることが多くなっています。

ただし、合併関係市町村の間で同じ名称の町名・字名がある場合には、住民登録、登記、郵便等住民生活に大きな影響を及ぼすため、その調整が必要となります。

### 2. 変更手続き



町・字の区域及び名称の変更手続きは、新市において行うこととなりますが、この手続きのとおりに行うと、合併と同時に施行させることができません。新市の発足時には新市の名称だけが変更され、その後に町・字の区域及び名称が変更されることとなるため、それまでは同一の町名・字名が複数存在することもあり、住民に混乱をもたらすこととなります。

このため実際の手続きは、合併の日新市の長又は職務執行者が合併協議会の協議結果を踏まえた内容で専決処分を行い、同日で告示することにより変更の効力を発生させます。その後、新市の初議会で専決処分したことの承認を求めることとなります。

しかし、編入合併の場合には、事前に、編入する市町村長が当該市町村議会の議決を経て、決定処分及び告示をすることが可能です。その場合には、次の点に注意しなければなりません。

- ① 合併の議決後に、町・字区域の変更の議決を行うこと。
- ② 合併と町・字区域の変更等の効力発生日は、それぞれの議案に「平成〇年〇月〇日」と記載する等、同一の日を特定すること。
- ③ 市長の決定処分及び告示（町・字区域の変更）は、総務大臣の告示（合併）以後、効力発生日までの間に行われること。

### 3. 先進事例（編入合併・地域自治組織設置）

#### ●新潟市

黒崎町の町・字名については、黒崎町の意向を尊重する。

ただし、新潟市の現行の町名と紛らわしくないようにする。

#### ●潮来市

潮来町及び牛堀町の字の区域及び名称は、現行のとおりとする。

#### ●大船渡市

三陸町の区域の大字は、「三陸町綾里」、「三陸町越喜来」、「三陸町吉浜」とし、大字は表示しないこととする。

#### ●沼津市

両市村の町及び字の区域及び名称は、現行のとおりとする。

#### ●静岡市

蒲原町の町・字名は、原則として現行のとおりとする。

ただし、合併に際し、蒲原町の町・字名の変更が必要となった場合は、当該地域の住民の意思を尊重し、検討するものとする。

#### ●気仙沼市

町・字の区域及び名称については、現行のとおりとする。

なお、本吉町の区域の住居表示については、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第25条の規定により、現行の字名の前に地域自治区の名称「本吉町（もとよしちょう）」を冠する。

本吉町の区域における地域自治区設置期間終了後の町名・字名の取扱いについては、現行の字名の前に「本吉町（もとよしちょう）」を付する。

#### ●島田市

町名・字名については、島田市は現行のとおりとし、川根町は、合併時に現在の字名に「川根町」を冠するものとする。

#### ●日向市

日向市は、現行のとおりとする。

東郷町区域は、東郷町名に大字名を加えて、「大字」を表記しない町名に変更する。

#### ●宮崎市

清武町の住所の表示は、合併特例区の名称を冠する。

また、「清武町大字〇〇」は、単に「清武町〇〇」とする。

## 4. 住所変更手続き

### ●手続きの必要が無いもの

住民票、戸籍、印鑑登録証、国民健康保険証、国民年金手帳、不動産登記簿の所在、自動車検査証、自動車運転免許証、旅券（パスポート）等

#### 【住民票、戸籍】

・新市において職権により変更するので、合併時において、変更手続きを行う必要はない。

#### 【不動産（土地・建物）登記簿の所在（表題部）】

・不動産（土地・建物）登記簿の所在は、合併後、「新市・町名」に法務局で職権により変更するので、手続きは必要ない。

#### 【不動産登記簿に登録された所有者、抵当権者及び仮登記権利者等の住所（甲区・乙区）】

・合併により所有権者等の住所が新市町村名に変更になるが、合併前の市町村名を合併後の新市町村名として取り扱う「みなし規定」が不動産登記法第59条に規定されているので、変更登記の手続きは特に必要はない。

#### 【運転免許証の本籍及び住所】

・免許更新時に変更するので、合併時において変更手続きを行う必要はない。なお、更新前に変更を希望する場合は、申請により変更できる。

#### 【預金通帳】

・普通預金通帳、定期預金証書及び国債、投資信託等の証券取引は住所変更等の手続きは必要ない。

### ●手続きが必要なもの

外国人登録証、身体障害者手帳、質屋営業、風俗営業、建設業などの許可を受けている方の住所

### ●手続きが必要となる場合があるもの

#### 【当座預金、融資取引等】

・取引の内容によって、手続きが必要となる場合がある。

## 5. 関係法令等

### ●地方自治法（抄）

（市町村区域内の町又は字の区域）

**第260条** 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届けなければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

### ●市町村の合併の特例等に関する法律（抄）

（住居表示に関する特例）

**第25条** 合併に係る地域自治区の区域における住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条に規定する住居を表示するには、同条に定めるもののほか、当該合併に係る地域自治区の名称を冠するものとする。第23条第1項の規定により設けられた合併に係る地域自治区の同項に規定する期間の満了に際し、当該合併に係る地域自治区の区域をその区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域による地域自治区の区域における同法第2条に規定する住居の表示についても、同様とする。

### ●住居表示に関する法律（抄）

（住居表示の原則）

**第2条** 市街地にある住所若しくは居所又は事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所（以下「住居」という。）を表示するには、都道府県、郡、市（特別区を含む。以下同じ。）、区（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20の区をいう。）及び町村の名称を冠するほか、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

(1) 街区方式 市町村内の町又は字の名称並びに当該町又は字の区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画した場合におけるその区画された地域（以下「街区」という。）につけられる符号（以下「街区符号」という。）及び当該街区内にある建物その他の工作物につけられる住居表示のための番号（以下「住居番号」という。）を用いて表示する方法をいう。

(2) 道路方式 市町村内の道路の名称及び当該道路に接し、又は当該道路に通ずる通路を有する建物その他の工作物につけられる住居番号を用いて表示する方法をいう。

## ●住民基本台帳事務処理要領（抄）

### 第2 住民基本台帳

#### 1 住民票

##### (2) 記載事項

##### カ 住民となった年月日（第6号）

同一市町村内（指定都市にあっては、その市）に引き続き住むようになった最初の年月日を記載する。

市町村の廃置分合または境界変更があったときは、その処分前の市町村の区域内に最初に住所を定めた年月日をそのままとし、その処分により修正すべきではない。

##### キ 住 所

都道府県、郡、市、区（指定都市の区並びに市町村の合併に際して設ける合併関係市町村の区域による地域自治区（以下「合併に係る地域自治区」という。）、合併に係る地域自治区の設置期間の満了に際し、当該合併に係る地域自治区の区域をその区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域による地域自治区、合併特例区及び合併特例区の設置期間の満了に際し当該合併特例区の区域をその区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域による地域自治区をいう。）及び町村の名称並びに市町村の町又は字の区域の名称のほか、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づく住居表示が実施された区域においては、街区符号及び住居番号を、その他の区域においては地番を記載する。

なお、団地、アパート等の居住者について、上記の記載のみでは住所が明らかでない場合には、アパート名、居室の番号まで記載し、間借人が別個に世帯を設けている場合には「何某（間貸人氏名）方」まで記載する。

また、都道府県、郡、市、区及び町村の名称は、別個に記載することとしても差し支えない。この場合において都道府県の名称は、指定都市等においては省略してもよい。

#### 2 住民票の記載等の手続

##### (2) 職権に基づく処理

##### ク 住所の表示の変更があった場合の住民票の処理（第7号）

行政区画、郡、区、市町村内の町もしくは字もしくはこれらの名称の変更、地番の変更または住居表示の実施もしくは変更に伴い住所の表示の変更があったときは、住所の記載の修正をし、その事由「〇〇につき職権記載修正」等の例により、その事由を記入し、ならびにその事由の生じた年月日および記載の修正をした年月日を記入する。

## ●戸籍法施行規則（抄）

**第45条** 行政区画、土地の名称、地番号又は街区符号の変更があったときは、戸籍の記載は、訂正されたものとみなす。ただし、その記載を更正することを妨げない。

**第46条** 前条の更正をするには、附録第10号様式によって、本籍欄における更正すべき事項の記載を更正しなければならない。

- 2 行政区画又は土地の名称の記載の更正をする場合には、戸籍簿の表紙に記載した名称を更正し、表紙の裏面にその事由を記載しなければならない。

**第80条** 市町村の区域の変更があったときは、戸籍及びこれに関する書類は、遅滞なく当該市町村にこれを引き継がなければならない。

- 2 前項の規定によって、書類の引継を完了したときは、引継を受けた市町村長は、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局にその旨を報告しなければならない。

## ●住民基本台帳法施行令

（職権による住民票の記載等）

### 第12条

- 2 市町村長は、次に掲げる場合において、第7条から第10条までの規定により住民票の記載等をすべき事由に該当するときは、職権で、これらの規定による住民票の記載等をしなければならない。
- 7 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項及び第2項若しくは同法第4条の規定による住居表示の実施若しくは変更に伴い住所の表示の変更があったとき。

## ●行政実例

- 1 「町若しくは字の区域若しくはその名称を変更」することのうち、「町若しくは字の名称を変更」する。とは、町または字の区域を変更すると同時にその名称を変更する場合も含むものであって、単に従前の町または字の名称を変更する場合に限られない。

市町村の区域内の町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとする場合、当該市町村が指定都市（252条の19第1項）以外の市である場合において、その町若しくは字の名称中に「○市○区○町○丁目」のように「区」の文字を使用することはできない。

（昭和26年11月28日地自行発395号）

- 2 市町村の廃置分合および境界変更の際、字の区域および名称を変更しないで旧町村の区域および名称とする場合には、手続きを要しない。（昭和30年3月30日自丁振発30号）

- 3 「字」には、いわゆる字のみならず「大字」、「小字」も含むと解されている。

市町村の区域内の一定の区域を「町」というときがあるが、「字」と同様に考えてよい。

（昭和23年8月9日自発519号）

#### 4 常用漢字でない字体の取扱い

市町村名及び市町村内の町名又は字名の字体が常用漢字字体表にない従来の字体である場合、常用漢字字体表を用いて書き表すことについては、地方公共団体及び町又は字の名称の変更に該当されないものとされている。

不動産登記その他法令に基づく手続き等を行うにあたり、その名称を常用漢字字体表の字体によって書き表しても法令上有効なものと認められることになっている。

したがって、登記上これを直す必要がある場合には、法務局と相談することになる。

(昭和33年4月21日付行政局長通知)

協議第55号

介護保険事業の取扱いについて

合併協定項目第23号「介護保険事業の取扱い」について、別紙のとおり提案する。

平成20年 9月25日提案

平成20年 9月25日確認

小林市・高原町・野尻町合併協議会  
会 長 堀 泰 一 郎



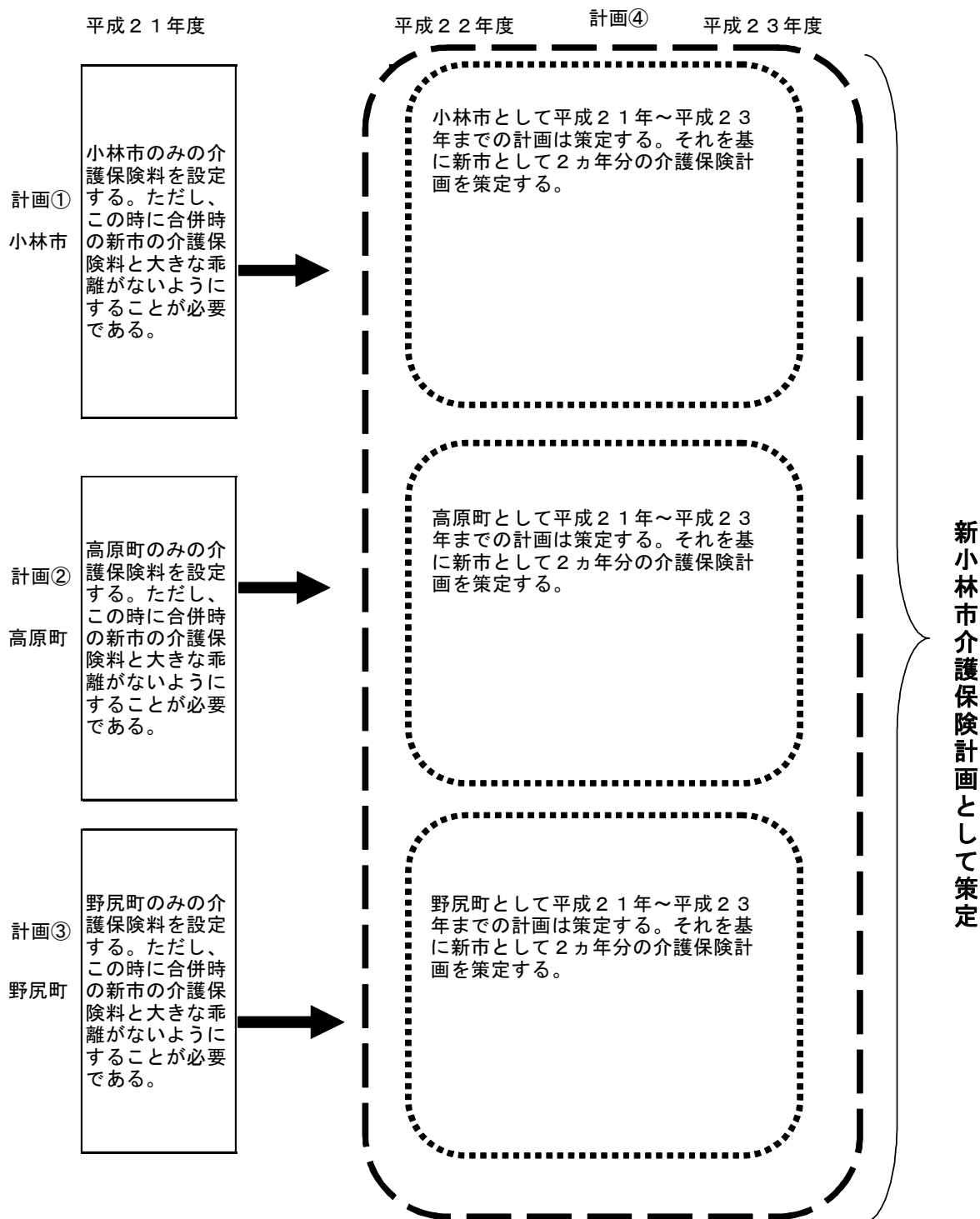
協定項目

第23号「介護保険事業の取扱い」

1. 介護保険料については、合併後の新市の第四期介護保険事業計画に基づき、統一するように調整する。ただし、合併年度は、合併前の市町の例による。
2. 介護保険料の賦課及び徴収方法については、納期は8期とし、暫定賦課・本賦課の時期は小林市の方式に統一する。ただし、合併年度は、合併前の市町の例による。
3. 介護保険準備基金については、現在の基金保有額の確保に努め、新市に引き継ぐ。
4. 地域支援事業については、同種の事業については3年を目処に統合するよう調整することとし、地域の特性に適合した事業は、そのまま継続する。
5. 地域包括支援センターの運営については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後3年を目処に委託方式に統一する。
6. 地域包括支援センター運営協議会の委員数・要綱は小林市に統一する。ただし、委員の委嘱にあたっては、地域のバランスを考慮するものとする。
7. 在宅介護支援センターについては、地域包括支援センターのブランチ（総合相談窓口）として位置付け、地域支援事業内容の調整を図りながら、新市に引き継ぐものとする。

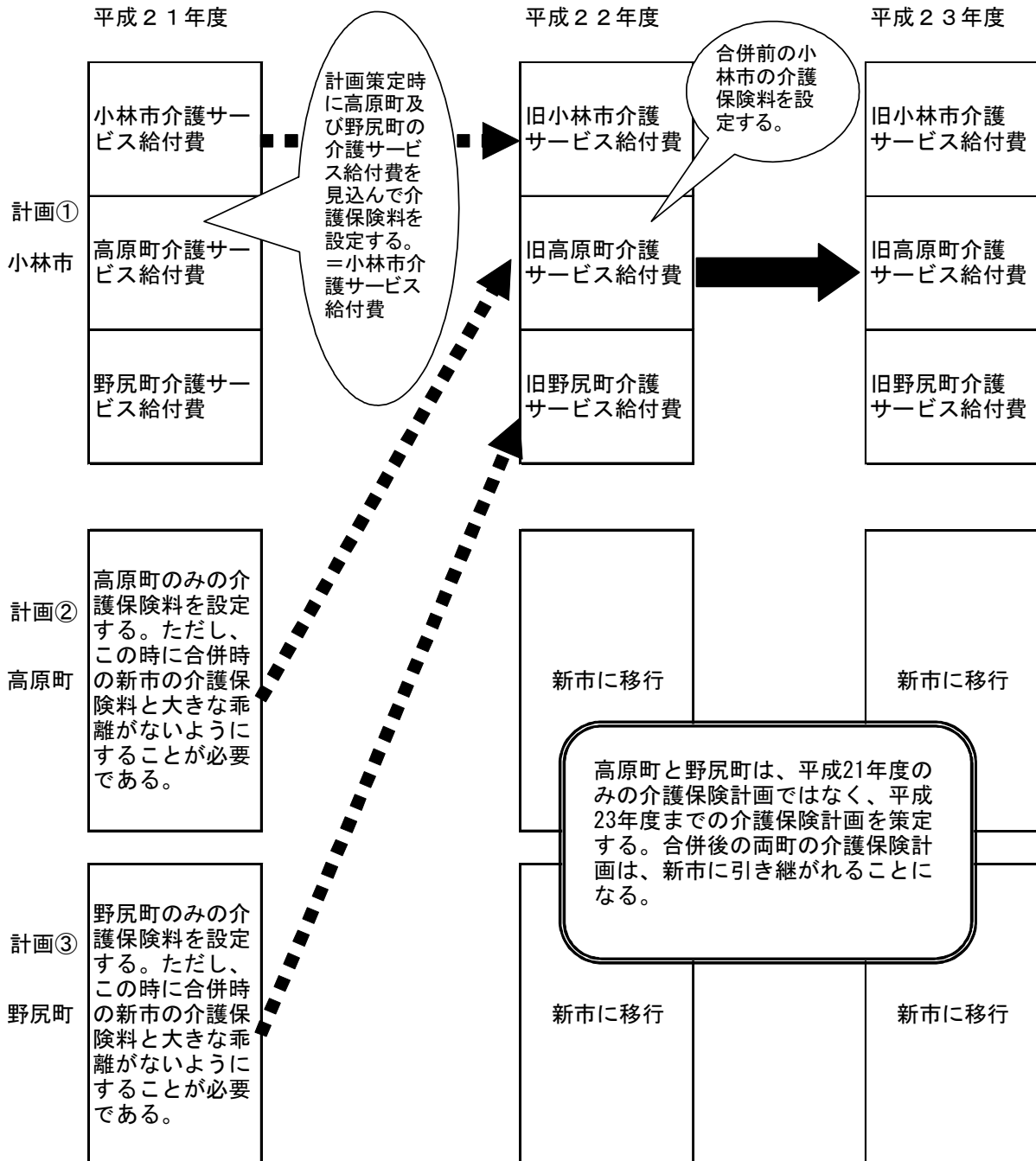
パターン①

合併協議事項で、「合併時の介護保険料は、新たに設定する。」となった場合、平成21年度は小林市、高原町、野尻町はそれぞれ単独で計画を策定し介護保険料を設定することになる。平成22年度～平成23年度は、旧市旧町の介護サービス給付費を考慮して再度2カ年のみの介護保険計画を策定する必要がある。この場合、計画変更の旨を県及び国に連絡する必要がある。



パターン②

合併協議事項で、「合併時の介護保険料は合併前の小林市に合わせる。」となった場合、小林市の第4期介護保険計画は、1市2町の介護サービス給付費を見込んで介護保険料を設定する。高原町、野尻町はそれぞれ単独で3ヵ年分の計画を立てることになるが合併時の介護保険料と大きな乖離がないようにする。



## 他市の地域包括支援センターと在宅介護支援センターの状況

平成20年8月4日聴取

### 宮崎市（介護長寿課）

- ・ 平成19年度までは20箇所の在宅介護支援センター有り
- ・ 平成20年度からは委託契約を取り止め
- ・ 地域包括支援センター（委託型）は7ヶ所から16ヶ所に増加
- ・ 在宅介護支援センターの一部は民間で運営

### 都城市（介護保険課）包括担当 （健康長寿課）地域支援担当

- ・ 平成18年10月から7ヶ所の地域包括支援センター（委託型）に移行
- ・ 社会福祉法人等と委託契約締結

### 延岡市（高齢福祉課 高齢者支援係）

- ・ 8ヶ所の地域包括支援センター（委託型）を設置
- ・ その他（北方・北浦・北川地区）についてはサブセンター3ヶ所設置

### 日南市（健康長寿課 介護保険係）

- ・ 従来は、地域包括支援センター（委託型）が1ヶ所
- ・ 平成20年度から包括センターの職員を派遣してサブセンターを3ヶ所設置

### 日向市（高齢者安心課 包括支援係）

- ・ 1ヶ所の地域包括支援センター（直営型）と6ヶ所の在宅介護支援センター（ブランチ）
- ・ 現行のまま継続予定

### 西都市（健康管理課 介護保険係）

- ・ 1ヶ所の地域包括支援センター（委託型）と3ヶ所の在宅介護支援センター（ブランチ）
- ・ 現行のまま継続予定

### 串間市（福祉保健課 介護保険係）

- ・ 1ヶ所の地域包括支援センター（直営型）と3ヶ所の在宅介護支援センター（ブランチ）
- ・ 地域支援事業の中から1ヶ所あたり360万円を在宅介護支援センターに運営費として支給
- ・ 現行のまま継続予定

### えびの市（介護保険室）

- ・ 1ヶ所の地域包括支援センター（直営型）と4ヶ所の在宅介護支援センター（ブランチ）
- ・ 高齢者福祉基金から1ヶ所あたり200万円を在宅介護支援センター（ブランチ）に運営費として支給

- ・ 組織改編を検討予定

◎厚生労働省 老健局 介護保険課 平成20年8月6日聴取

(在宅介護支援センターの財源)

- ・ 在宅介護支援センターの運営費の内、ブランチ（窓口）機能の運営費を地域支援事業費から支出することは可能である。
- ・ その他の在宅介護支援センターの運営費を地域支援事業費から支出することはできない。＜地域包括支援センターの手引き P. 284＞

◎厚生労働省 老健局 計画課

(在宅介護支援センターの今後の運営)

- ・ 在宅介護支援センターを廃止する予定はない。
- ・ 在宅介護支援センターの設置基準・運営基準・技術的助言を通知している。ただし、補助金等の財源保障はない。
- ・ 在宅介護支援センターの事業を個別的に地域支援事業として、組み込んでいくことは可能である。

## 確認事項

1. 第8回小林市・高原町・野尻町合併協議会の臨時開催について

日 時：平成20年10月9日（木） 午前10時～（終日）

場 所：小林市中央公民館大ホール

2. 第9回小林市・高原町・野尻町合併協議会の開催について

日 時：平成20年10月30日（木） 午後1時30分～

場 所：高原町総合保健福祉センター「ほほえみ館」神武ホール